



宮 崎 県 公 報

令 和 6 年 8 月 5 日 (月 曜 日) 第 532 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示

- 救急病院の認定…………… (医療政策課) 1
- 保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1
- 漁業法に基づく聴聞の実施…………… (漁業管理課) 1
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (2件) …… (砂防課) 1

公 告

- 登録販売者試験の実施…………… (業務感染症対策課) 2
- 土地改良区の土地改良事業計画の変更認可申請
の適当の決定…………… (農村整備課) 2
- 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請 (担い手農地対策課) 2
- 教育委員会告示**
- 令和7年度宮崎県立高等学校生徒募集定員…………… 3
- 内水面漁場管理委員会指示**
- 漁業法に基づく指示…………… 4

告 示

宮崎県告示第 432号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和6年8月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
ベテスダクリニック	都城市年見町23号12番地

2 救急病院の認定の有効期間

令和6年8月13日から令和9年8月12日まで

宮崎県告示第 433号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年8月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 日南市南郷町榎原字奉射丸甲1531-34 (次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興

局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 434号

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第131条第2項の規定により、聴聞を実施する。

なお、法第131条第3項の規定により、聴聞の期日における審理は公開とし、次のとおり行う。

令和6年8月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 聴聞の日時

令和6年8月19日(月曜日)午後1時30分から午後2時30分まで

2 聴聞の場所

宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県庁1号館7階 宮崎海区漁業調整委員会室

3 予定される不利益処分の内容

法第131条第1項の規定による停泊命令

4 聴聞に関する事務を担当する部局等

宮崎県農政水産部水産局漁業管理課 電話番号0985(26)7146

宮崎県告示第 435号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和6年8月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 白浜1地区

(1) 区域の表示

標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を市道折生迫停車場線官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 する 土 地
1	宮崎市大字折生迫字平田6518番1地先道路敷
2	” ” ” 6518番1

3	〃	〃	〃	6518番 1
4	〃	〃	〃	6511番
5	〃	〃	〃	6509番 1
6	〃	〃	〃	6509番 1
7	〃	〃	〃	6472番 1
8	〃	青島六丁目 295番地先道路敷		

宮崎県告示第 436号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和6年8月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 白浜2地区

(1) 区域の表示

標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を市道折生迫停車場線官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	宮崎市青島六丁目 291番地先道路敷
2	〃 大字折生迫字平田6472番 1
3	〃 〃 〃 6472番 1
4	〃 〃 〃 6472番 1
5	〃 〃 〃 6472番 1
6	〃 青島六丁目 223番地先道路敷

公 告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、登録販売者試験を次のとおり実施する。

令和6年8月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 試験の日時

令和6年12月15日（日曜日）午前10時30分から午後4時まで

2 試験の場所

宮崎市霧島1丁目1番地1
J A ・ A Z Mホール

3 受験願書の提出方法及び受付期間

(1) 提出方法

持参によること。ただし、県外に居住し、かつ、県内に勤務場所を有しない者にとっては、郵送によることができる。

(2) 受付期間

令和6年8月19日（月曜日）から8月30日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで）。ただし郵送の場合は、書留によるものとし、8月30日付けの消印のあるものまで有効とする。

4 受験願書の配布場所

県保健所

5 その他

詳細については、最寄りの県保健所又は宮崎県福祉保健部業務感染症対策課業務対策室（電話0985（26）7060）に問い合わせる

こと。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、都城盆地土地改良区（都城市）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年8月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

決定に係る土地改良事業計画書

2 縦覧期間

令和6年8月5日から令和6年9月3日まで

3 縦覧場所

都城盆地土地改良区ホームページ

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があったので、同条第2項において準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和6年8月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(㎡)
東諸県郡国富町大字八代北俣字井野牟田1130番	田	846
東諸県郡国富町大字八代北俣字諏訪下1165番 1	田	957

2 申請に係る農地の利用の現況

利用権が設定されていない農地

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地中間管理機構は、知事裁定後、利用権が設定された後に農地中間管理事業により借受希望者へ農地を転貸する。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

希望する利用権の始期	希望する利用権の存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和6年10月1日	5年 (令和11年9月30日まで)	90,000円

5 その他参考となる事項

(1) 農地の状況

遊休化しておらず、直ちに耕作できる状況にある。

(2) 借受希望の有無

水稲の作付を予定する借受希望者がいる。

(3) 当該農地に対する抵当権等の権利設定の状況

抵当権等の権利設定はない。

(4) 近傍類似の賃料水準

国富町農業委員会調べの田の近傍類似の賃料は、平均して10アール当たり10,000円となっている。

6 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

- (1) 提出期限
令和 6 年 8 月 19 日 (月)
- (2) 提出先
宮崎県農政水産部農村振興局担い手農地対策課
- (3) 記載事項
ア 意見書を提出する者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
オ 意見の趣旨及びその理由
カ その他参考となるべき事項

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第 5 号

令和 7 年度宮崎県立高等学校生徒募集定員をここに公表する。

令和 6 年 8 月 5 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

令和 7 年度宮崎県立高等学校生徒募集定員

1 全日制の課程

学 校 名	学 科 名	募集定員 (人)
高千穂高等学校	普通科	80
	生産流通科	40
	情報ソリューション科	40
延岡高等学校	普通科	160
	メディカル・サイエンス科	80
延岡星雲高等学校	普通科	160
	フロンティア科	40
延岡工業高等学校	機械科	40
	電気電子科	40
	情報技術科	40
	土木科	40
	環境化学システム科	40
	生活文化科	40
延岡商業高等学校	商業マネジメント科	80
	情報ソリューション科	80
門川高等学校	総合学科	120
	福祉科	40
日向高等学校	普通科	160
	フロンティア科	40
富島高等学校	商業マネジメント科	80
	情報ソリューション科	80
	生活文化科	40
日向工業高等学校	機械科	40
	電気科	40
	建築科	40
高鍋高等学校	普通科	160
	探究科学科	40
	生活文化科	40
高鍋農業高等学校	園芸科学科	40
	畜産科学科	40

	食品科学科	40
	フードビジネス科	40
妻高等学校	普通科	120
	普通科 (文理科学コース)	40
	情報ビジネスフロンティア科	80
	福祉科	40
佐土原高等学校	電子機械科	80
	通信工学科	40
	情報技術科	80
	産業デザイン科	40
宮崎大宮高等学校	普通科	280
	文科情報科	80
宮崎南高等学校	普通科	280
	フロンティア科	80
宮崎北高等学校	普通科	280
	サイエンス科	40
宮崎西高等学校	普通科	240
	理数科	120
宮崎農業高等学校	生物工学科	40
	生産流通科	40
	食品工学科	40
	環境工学科	40
	生活文化科	40
宮崎工業高等学校	機械科	40
	生産システム科	40
	電気科	40
	電子情報科	40
	建築科	40
	化学環境科	40
宮崎商業高等学校	商業マネジメント科	160
	情報ソリューション科	80
	グローバル経済科	40
宮崎海洋高等学校	海洋科学科	120
本庄高等学校	総合学科	120
小林高等学校	普通科	120
	普通科 (体育コース)	40
	普通科 (探究科学コース)	40
小林秀峰高等学校	農業科	40
	機械科	40
	電気科	40
	商業マネジメント科	40
	情報ソリューション科	40
飯野高等学校	福祉科	40
	普通科	80
都城泉ヶ丘高等学校	普通科	80
	生活文化科	40
都城西高等学校	普通科	200
	理数科	80
都城農業高等学校	普通科	200
	フロンティア科	40
	農業科	40
	畜産科	40
	ライフデザイン科	40
	食品科学科	40

	農業土木科	40
都城工業高等学校	機械科	40
	情報制御システム科	40
	電気科	40
	建設システム科	40
	化学工業科	40
	インテリア科	40
	都城商業高等学校	商業マネジメント科
	情報ソリューション科	80
高城高等学校	普通科	80
	生活文化科	40
日南高等学校	普通科	120
	普通科（探究科学コース）	40
日南振徳高等学校	地域農業科	40
	機械科	40
	電気科	40
	商業マネジメント科	40
	情報ソリューション科	40
	福祉科	40
福島高等学校	普通科	120

場から持ち出してはならない。

2 移植の禁止

宮崎県内の河川等の内水面（公共の用に供する水面及びこれと接続して一体を成す水面）において、コウライオヤニラミを移植してはならない。

3 指示の有効期間

令和6年8月5日から令和11年8月4日まで

2 定時制の課程

学 校 名	学科名	部	募集定員 (人)
延岡青朋高等学校 (単位制)	普通科	—	40
	商業科	—	40
富島高等学校 (単位制)	商業科	—	40
宮崎東高等学校 (単位制)	普通科	昼間の部	80
		夜間の部	40
宮崎工業高等学校 (単位制)	機械科	—	40
	電気科	—	40
	建築科	—	40
都城泉ヶ丘高等学校 (単位制)	普通科	—	40
	商業科	—	40

3 通信制の課程

学 校 名	学 科 名	募集定員 (人)
延岡青朋高等学校 (単位制)	普通科	250
宮崎東高等学校 (単位制)	普通科	350

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

内水面漁場管理委員会指示

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 168号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第 120条第 1 項及び第 171条第 4 項の規定により、内水面における水産動植物の繁殖保護を図るため、コウライオヤニラミの取扱いについて、次のとおり指示する。

令和6年8月5日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 田 代 一 洋

1 持出しの禁止

大淀川水系の本流及び支流において、コウライオヤニラミ（卵を含む。以下同じ。）を採捕した者は、これを生かしたままその